減損処理に係る不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所	決算書・財務諸表の注記に「当該年度中に減損を認識した 資産はありません。」と記載されているが、以下の問題点があった。 (1) 減損の処理について、「地方独立行政法人大阪府立環境 農林水産総合研究所固定資産管理規程」第28条第5項に 規定された「取扱い」が定められていない。 (2) 固定資産に減損が生じている可能性を示す事象(減損 の兆候)の判定に当たり、必要となる固定資産の使用可能性(想定稼働時間等)が設定されておらず、実績稼働時間等も集計されていないため、「当該資産の使用可能性を著しく低下させる変化」が確認できない。 【地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所固定 資産管理規程】 (減価償却及び減損に関する処理) 第28条 5 固定資産は、法令等の定めるところにより、減損に関する処理を行う ものとし、その取扱いについては、別に定める。	「固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準」に沿った「取扱い」を定め、適正な会計処理を行われたい。 【固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準】第3 減損の兆候 1 固定資産に減損が生じている可能性を示す事象(以下「減損の兆候」という。)がある場合には、当該資産について、減損を認識するかどうかの判定を行わなければならない。 2 減損の兆候とは、次に掲げる事象をいう。 (1) 固定資産が使用されている業務の実績が、中期計画の想定に照らし、著しく低下しているか、あるいは、低下する見込みであること。 (2) 固定資産が使用されている範囲又は方法について、当該資産の使用可能性を著しく低下させる変化が生じたか、あるいは、生ずる見込みであること。 (3) 固定資産が使用されている業務に関連して、業務運営の環境が著しく悪化したか、あるいは、悪化する見込みであること。 (4) 固定資産の市場価格が著しく下落したこと。 (5) 地方独立行政法人自らが、固定資産の全部又は一部につき、使用しないという決定を行ったこと。 3 複数の固定資産が一体となってそのサービスを提供するものと認められる場合には、減損の兆候の有無について、これらの資産を一体として判定することができる。	減損の処理について、「地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所固定資産管理規程」第28条第5項に規定された「取扱い」として、新たに「地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所減損処理要綱」を制定した。今後とも適正な会計処理に努める。